

公益社団法人関市シルバー人材センター会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人関市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が1事業年度に納入すべき会費の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|----|---|
| (1)正会員 | 年額 | 2, 0 0 0 円 |
| (2)特別会員 | 年額 | 1, 0 0 0 円 |
| (3)賛助会員 | 年額 | 1 口 1, 0 0 0 円 (個人の場合は3口以上、法人の場合は10口以上とする。) |

(会費の納入)

第3条 会費は、毎年5月末日までに納入するものとする。

2 新規入会者は、会費を入会申込み時に納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 第2条に定める会費は、2分の1以上を公益目的事業に使用するものとする。
なお、残額については、管理費に使用することができるものとする。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定めるものとする。ただし、会費の額の変更に関しては、理事会で定め、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。